

報道機関各位

## 箕輪町新生児臨時特別定額給付金について

箕輪町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減し、お子様の健やかな成長を支援することを目的に、国の特別定額給付金（一人10万円）の対象外となった新生児を対象に「箕輪町新生児臨時特別定額給付金」として10万円を給付します。

### 給付対象児

- 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生により箕輪町に住民登録をし、申請日現在も引続き住民登録のある新生児
- ※他市町村で住民登録後に箕輪町に転入された新生児は対象外です。

### 申請者

- 給付対象児の母または父で、令和2年4月27日時点で箕輪町に住民登録があり、給付申請日まで引続き住民登録されている人
- 令和2年4月28日以降に箕輪町に転入し、その後お子さんが生まれ、給付申請日まで引続き町に住民登録のある母または父

### 給付額

給付対象児1人につき10万円

### 申請期限

- 令和2年10月4日（日）までに出生届を提出した方：令和2年11月6日（金）
- 令和2年10月5日（月）以降に出生届を提出した方：出生後20日以内

添付資料  有  無

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、  
イクボス・温かボス  
イクメンを応援します！

子ども未来課 子育て支援係  
(課長) 唐澤 勝浩 (担当) 前島 昌子  
電話：0265-79-3111 (内線) 125  
FAX：0265-79-0230  
E-mail：kodomo@town.minowa.lg.jp

## 箕輪町新生児臨時特別定額給付金について

箕輪町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減し、お子様の健やかな成長を支援することを目的に、国の特別定額給付金（一人10万円）の対象外となった令和2年4月28日以降に生まれ、町に出生により住民登録をされた新生児を対象に「箕輪町新生児臨時特別定額給付金」として10万円を給付いたします。

### 1 給付対象児

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生により箕輪町に住民登録をし、申請日現在も引続き住民登録のある新生児

※他市町村で住民登録後に箕輪町に転入された新生児は対象外です。

### 2 申請者

- ・給付対象児の母または父で、令和2年4月27日時点で箕輪町に住民登録があり、給付申請日まで引続き住民登録されている人
- ・令和2年4月28日以降に箕輪町に転入し、その後お子さんが生まれ、給付申請日まで引続き町に住民登録のある母または父

### 3 給付額

給付対象児1人につき10万円

### 4 申請方法・期限

#### ①令和2年10月4日（日）までに出生届を提出した方

方法：対象の世帯に申請書をお送りしますので、同封の返信用封筒で返送してください。

期限：令和2年11月6日（金）

#### ②令和2年10月5日（月）以降に出生届を提出した方

方法：出生届の提出時に申請してください。

期限：出生後20日以内に申請をしてください。

### 5 必要書類など

- ・箕輪町新生児臨時特別定額給付金支給申請書兼請求書
- ・申請者の本人確認書類  
（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、年金手帳のいずれか1点のコピー）
- ・申請者（母または父）の振込先金融機関確認書類  
（通帳、キャッシュカードなど、金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）の分かる部分）
- ・印鑑

### 6 提出先

箕輪町役場子ども未来課子育て支援係

〒399-4695 箕輪町大字中箕輪10298番地